

第 2 1 7 回 内水面漁場管理委員会

- 1 日時 平成 2 6 年 7 月 1 8 日 (金) 午後 2 時から
- 2 場所 長野県松本合同庁舎 2 0 4 号会議室
- 3 出席者
 - 漁場管理委員 1 2 名
漁業者代表 : 藤森寛治、梅戸洋、富岡道雄、伊藤喜久雄、高原民子
採捕者代表 : 小澤哲、田中経人
学識経験者 : 平林公男、竹原文子、桐生透、高田啓介、酒井美月
 - 事務局
本井書記長他 3 名
- 4 会議事項
 - (1) 野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示解除の概要について
 - (2) その他

会長挨拶

平林会長 議事に入る前に議事録署名委員の指名を行わせていただきます。今日は梅戸委員、それから高田委員をお願いします。よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。まず、はじめに、野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示解除の概要について、事務局から説明をお願い致します。

事務局 (資料により説明)

平林会長 はい、どうもありがとうございました。本日は、今の説明で概要を分かっていたかと思いますが、現在 2 回目の再放流禁止指示の解除を行っています。これが来年の 3 月 31 日に切れますので、それに向けて、今回は、これまでの経過について事務局から説明をしていただいて、委員の皆様にご理解をしていただく。その上で、次回委員会で審査基準について審議を行う、という手順になります。今回は、何かを決めるのではなく、御質問だとか御意見を出していただければ、事務局から次回の審査基準を決めるときまでに、いろいろな資料やデータを出していただけることになると思いますので、まずは、質問なり意見を出していただければと思います。いかがでし

ようか。

高田委員 オオクチバスですので、逸出があってはならない防止措置と理解していいのですか。

事務局 第1回目の解除のときの防止措置について委員会で御協議いただいたときは、100%逸出がないということではなく、逸出があれば、それを防止するための措置をとり行うこととし、それを繰り返して行こうということが全体の取り決めでございました。

高田委員 その意味は、100%逸出を防止することを前提に許可を出すのではなくて、逸出はあるけれども許可をしましょうということを考えてよいのでしょうか。

事務局 それでいいと思います。100%といっても保証はできませんが、逸出がないようにしていこうということでした。

富岡委員 逸出調査について、新潟県の関川水系漁協の立会いのもと実施したとあるが、新潟県では、主に関川ということになるが、そちらのほうから問題を指摘されたことはありませんか。

事務局 今年の5月に関川水系漁協さんとお話しをしまして、やはり上流から来ては困るとおっしゃっていました。なるべく来ないようにして欲しいということでした。

富岡委員 実際には、先ほど事務局の方から100%は難しいという説明がありましたが、多少なりとも関川水系漁協さんのほうにご迷惑をかけているという事実があるのでしょうか。

事務局 調査結果を見ますと、今のところ関川では捕獲は確認されていないということです。

田中委員 前回の委員会で、キャッチアンドリリースの禁止がきちんと守られていないのではないかという話をさせていただきましたが、今回の解除の申請に関連しますのでお伺いしますが、県内の湖沼河川に、オオクチバス及びコクチバスを含めて外来魚がどの程度生息しているのか調査したことがあるのかどうかお聞きしたい。そうしないと、私の理解では、諏訪湖・天竜川といったところでは、多数生息していることは明らかですし、私の聞くところによりまして、犀川、千曲川を含めて生息しているこ

とは間違いないということです。ただ、関川にいるかどうかは分かりませんが、いないとすれば、きちんとやっていただいているわけですが、いるとすれば、野尻湖だけやってみても仕方がないのではないのでしょうか。したがって、全体を調査して、こういう状況だから、こういう対策が必要だということにしないといけないのではないのかという気がしております。県内の主要河川・湖沼等にこういった外来魚がどの程度生息しているのか、県のほうで把握しているのかお尋ねします。

平林会長 2点あると思いますが、1点目は県内のオオクチバス、コクチバス等の外来魚の分布状況について、情報があるのではないかと、ということ。2点目は、なぜ野尻湖で、ということで、野尻湖における湖沼の利用状況についてもう一度説明していただくということかと思えます。以上2点について説明をお願いいたします。

事務局 県内のオオクチバス、コクチバスの分布状況については、2～3年前に全漁協さんに調査をお願いして、3分の2の漁協さんのところにはいるということでした。

主要な河川として、千曲川、天竜川、犀川、木曾川の上流を除く水域及び主要な湖に生息しています。

野尻湖漁協の関係ですが、野尻湖漁協でオオクチバス、コクチバス及びブルーギルにつきましては、漁業権魚種になっておりませんので、放流等はしておりません。河口湖ではオオクチバスが漁業権魚種になっており、漁業権魚種にするにあたっては、湖から外へは出ないようにするという条件に認めるということになっておりましたので、それに準じた形で、県内における再放流禁止の解除をしようということが当時の考えでした。

田中委員 調査をしたということですが、時間も経過していることですし、県内の湖沼・主要河川についても、現在の生態状況をきちんと調査を実施し、その上で対策を検討すべきだと思います。いってみれば、長野県は日本の屋根的な県でありますので、最上流の県の責任として、下流にこういったものを流すとすれば、下流の皆さんはどうしようもないことですから、知事も環境問題を大事にしていると思いますので、今の時点で、県の予算で調査していただいて、そのうえで対策を実施し許可できるという形に持っていくべきだと思います。言い過ぎだとは思いますが、意見を述べさせていただきます。

平林会長 それはそのとおりだと思いますし、県としてもそのようなスタンスだと思います。長野県内のデータはありますよね。それを委員に資料としてお配りいただきたいと思います。また、最新のオオクチバス、コクチバスの分布のデータについては、上田市にある水産総合研究センターがデータをとっていたと思うので、ありましたら委

員の皆様にお配りいただけたらと思います。

また、野尻湖につきましては、ここにございますとおり、「再び放流してはいけない、ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会が認めた場合、又は漁業権者から解除申請があった場合で逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りではない」という、これに申請をあげてきているわけで、この漁場管理委員会で審議をしましょう。ということで御理解をいただければと思います。

藤森委員 今回のオオクチバスの件ですが、内水面漁場管理委員会のキャッチアンドリリースはしてはいけませんよという外来魚に対する指示が出ていますが、この指示には罰則規定がありますよね。この罰則規定に該当して、今まで罰を受けた人がいるかどうか。また、今後きちんと指示が守られるような対策をとっていくのかどうか、県としてどう考えているのかお聞きしたいと思います。

事務局 委員会指示の違反の事例は今までありません。もともと、委員会指示の規定の罰則は、違反者を罰するという趣旨で設けられたものでなく、違反を抑えるという趣旨の規定だと聞いております。やり方としては、違反した方がいたら、指示に従うよう命令を出し、さらに違反を続けているという場合には、この罰則規定が適用されるということです。すぐ罰するという規定ではありませんので、抑止的な形の罰則規定であると考えていただければと思います。

再放流禁止の対策につきましては、県といたしましても、県内で指示が守られるよう努力してやっていきたいと考えております。

今回の野尻湖の再放流禁止の解除にあたって、県内に通知を出したいと考えておりますし、ホームページ等を使って周知をしていきたいと考えております。

藤森委員 これについて、特に具体的な指導とか監視をするといったことを県として計画はしているのでしょうか。もし、県として予定がないのであれば、各漁協に委託するといったことも考えられるが、県としてももう少し推し進めていくという考えはありますか。

事務局 今のところ、県として指導や監視を実施する、あるいは漁協さんをお願いするという予定はございません。

桐生委員 先ほど生息分布の実態を知りたいということでしたが、長野県ではバス類を漁業権魚種にしているというところはないのですよね。しかし、実態としてはバス釣りが存在している、実際釣っている人がいる、その辺の状況もあわせて伺えればなあとと思います。再放流禁止の指示が出されていても、釣りをやっている人は違反して再放

流をしてしまうという場面は多々あると思います。生息水域でバス釣りがどういう状況で行われているのかということもあわせて教えていただければありがたいと思います。

事務局 千曲川水系には大きなポイントがあるようですが、詳しい資料はありません。田中委員さんの資料と合わせて出したいと思います。

竹原委員 この内水面漁場管理委員会が管轄している範囲は、湖沼や河川があると思いますが、以前聞いたところでは、ため池であるとか県のダムは範囲外と聞いた気がするのですが、その辺のところはどうなっているのでしょうか。

事務局 漁業権が及ぶのは公共水面ですので、ため池につきましては漁業権は及びません。ダムにつきましては、基本的には及ぶと考えていただいて結構です。

竹原委員 私の知る限りでは、茅野あたりもため池が多いのですが、今、管理者がきちんと管理しているため池がある一方で、昔、一応ため池だったという感じのままほっとかかれている所がたくさんありまして、そういうところに釣ったバスなんかを放り込んだりといったケースがすごく多いみたいで、たまに底ざらいをしたらバスがごろごろ出てきたという話をよく聞きますし、実際、ダムで何の気なしに見たら、下にすごいのがたくさんいたということが現実に見ております。近くの人に聞くと、そういう所を狙って釣りの道具をしっかりと引っ掛けられるようにしてあり、引っ掛けておいたままにしておき、休みのたびに釣りに来るといような話も聞きました。そこら辺のところは抜け穴となってしまうのではないかという気がしますが、そういう所の状況を各管理者から調査し、県で実際の生息の状況のデータを1つに集める必要があるのではないかと考えますが、難しいでしょうか。

事務局 ため池につきましては、農地整備課が所管しておりまして、土地改良区や個人の方のため池がございまして、数年前にそこを通じまして調査をしておりまして、約30%のため池で外来魚がいるという結果でした。ため池を起因とするバスの拡散が非常に懸念されておりますので、県といたしましては通知を出しておりまして、もし池干しをする場合には、漁業協同組合、県に連絡いただき逸出防止対策をとっていただいた上でやってくださいと、それから県も外来魚の駆除のための補助金を持っておりますので、一緒にお手伝いしながら下流に流れていかないような対策をとっています。それから、ため池等にバス釣りの方々が無断で入って行ってトラブルが生じていますので、県としては、警察にため池の管理者の方から苦情があったら協力をしてくださいという連絡をしており、警察では了解しております。また、安全管理の観点から管理

者に対し立ち入れない施設の設置等を啓発しております。

平林会長 ため池が起因するということがよく言われておりますことから、今のご指摘はおっしゃるとおりだなと思います。県としても今のお答で働きかけをしていただきたいと思います。

ほかに何かございますか。

今、県内におけるというところで、いろいろな御意見や御質問をいただいているところですが、野尻湖の逸出防止対策につきましては、今年データ、つまり8月と10月に調査をしていただいて、その結果をみて、ということになります。よろしいでしょうか。

酒井委員 質問ですが、資料1の解除しましたというところの対象魚種に、ブルーギルが入っていないのはなぜですか。

事務局 野尻湖漁協さんはブルーギルは駆除したいということです。

酒井委員 漁業権魚種にないオオクチバス及びコクチバスをリリースしてはいけないということ解除したいということは、漁協としてはリリースしたいわけですね。ただしブルーギルについてはリリースしたくない、駆除したいものなので再放流禁止の解除をしないということになっているのですね。

事務局 はい。外来生物法が施行されるときに、既に野尻湖漁協の組合員が、オオクチバス・コクチバスを対象とした貸ボートを使って生業として生計を立てていた方がいたということがありまして、外来生物法におきましては除外規定が設けられておりますが、それと同様に、今回の県の再放流禁止につきましては、こういう逸出防止施設を作りほかに迷惑をかけないということが守れば除外規定を設けて認めるということで、こういった規定が設けられてということです。

酒井委員 そもそも、リリースをしたいという事情に、客を呼ぶためにこれを資源として確保したいからということがあるわけですね。釣り人のリリースの有無により、外来生物が資源量として減ったりするほどのことなのかという疑問がございます。

逆に、釣人が再リリースしないくらいのほうが、万が一の逸出の場合に下流に与える影響という意味でのリスクが当然小さくなるのではないかという気がするのですが、どうしてもリリースしたいのでしょうか。この逸出装置の管理は既にかなり厳しくなっていてすごく大変ですね。

事務局 リリース禁止は、資源量にかなり影響があると考えております。

高田委員 今回見せていただいた資料だと、どれくらいの頻度でこういったことが起こるのだろうかといったことが予測できない。年2回ずつ調査されて計10回のデータが出ていて、そのうち逸出が認められませんでしたというのが回数にすると4回にすぎないんですね。それはある特定の日に年2回やってこうであるとする、この割合で1年間起こっていると考えるのが客観的なのか。そういったことが分からないわけですよ。それを類推するのに一番いいのは、漁協さんの監視されていた記録をきちんと記載する、それがどれだけ記録があって、たとえばこれだけの逸出があるのに目視観察では全く見えていないということ、すなわち目視をやることに全く意味がないということですよ。そういったところで、実際の逸出がどの程度起こっているのだろうかということをお我々はある程度理解していないと、憶測で、じゃあ次もうちょっと網目を細かくしましょうよ、枚数増やしましょうよと言ったって、本当に意味のあることなのかどうか分からないですよ。だから、今あるデータで、これまでの逸出を防ぐというやり方でどれくらいの効果があるのか、幸いなことに、前半の3年間と、今年を含めた次の3年間とで逸出の防止の仕方がちょっと変わっていますよね。ちょっと変化させることでどのくらいの効果があったのか、その辺があまりにも漠然としているので、そういうことが分かるデータがもしあれば、次回皆さんに見ていただくチャンスなのかなと思います。

事務局 なるべく分かるような資料を過去の資料を見ながら作成したいと思います。

平林会長 一つのやり方としては、例えば人為的なものが影響してこんなことが起きたとか、オーバーフローによって逸出したとか、原因別に整理してみると良いかもしれません。「原因別にどういう対策を講じてきたか」ということでまとめてみるのも一つの手かなと思います。

経時的には、今日出していただいた11ページの資料で、起きたことがよく分かるのですが、今の高田委員さんのお話だと、そういうような形でもう一度まとめ直してみると、ここの部分が足りないのではないかとということが明らかになるのではないかと、御示唆かなと思いますので、そんなまとめ方をお願いします。

酒井委員 先ほどの高田委員のお話しに関連してになりますが、25年の逸出の理由のところのオーバーフローというのは、そこまでになかった理由として挙げられているもので少し気になるのですが、緊急放水時というのもそうかと思うんですけど、雨によりといった場合で気候条件が関係して逸出する場合というのは、最近、特にこのエリアでもそうだと思いますし、長野の北信地方でもそうなんですけれど、集中的に強い

雨が降るといったことが特に多くなってきているように感じるので、そういった場合に、オーバーフローによる逸出の可能性というのは、網の破損とは別に起こることがあり、網の破損よりずっと大きい確率で出てくることがある気がしますので、雨の降り方による用水のオーバーフローの可能性というのは、これからのファクターとしてもう少し注目していたほうがいいのではないのかなという気がしています。

事務局 委員のおっしゃるとおりで、漁協としては、用水路でオーバーフローという事例があったのは初めてのようでして、漁協さんにはこういうことが起こるんだということも念頭に入れておいていただきながら監視活動をしていただきたいということを示しております。

平林会長 よろしいですか。そんな形になっております。ほかにいかがでしょうか。

次回の時に審議をしていただくようになりますので、「何かこういうような資料が出せないか」とあるとか、あるいは、「このところがよく分からない」というようなことについて質問とかを出していただきたいと思います。

桐生委員 取水路から下流の装置はいいんだけど、例えば取水路前の湖内の取水口付近にコクチバスの産卵床があるのかどうかの確認と、もしあるのであれば、バスの親魚が入れないような大きさの網目がいいので、取水口付近を囲うといった対策が考えられるのではないかと思います。

事務局 湖内の立入禁止区域はかなり大きくなっておりまして、さらにその部分を囲んで網を張るということは、漁協さんにお聞きしますとなかなか難しいということ、かなり沖に出ないとできないと言っておりましたので、一番最初に許可をするときに、取水のところに網を張ることはかなり難しい、東北電力さんの同意も得られないということで、それは最初から非常に困難であると聞いております。

平林会長 桐生委員、よろしいですか。

桐生委員 しょうがないですね。

竹原委員 逸出魚が発見されたとき、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルの場合は駆除をし、その他の魚類は再放流するとあります。ということは、今、外来のものというのはこの3種だけで、あとはだいたい国産ですか。多分、ソウギョもいるとは思いますが、ソウギョの場合は大きいのでここには引っ掛からないのかなとは思っていますが、それ以外は全部元に戻すということでしょうか。

事務局 今までの記録を見ますと、ニジマスも含めまして、外来種は獲れていないと思われました。

平林会長 よろしいですか。ほかはいかがですか。

よろしいですか。そうしましたら、もうだいたい1時間ぐらい時間が経ちましたので、質問等は、一応ここで切らせていただいて、次回、再放流禁止の解除に対する審査基準について、審議をさせていただきたいと思っておりますので、事務局は、今日出た資料等がございましたらその時に示してください。それらの資料に加えて、今年の調査の結果が次回のときまでに出てくると思っておりますので、それらを踏まえて、審査基準について、次回の委員会で審議をしていただくということにしたいと思っております。

そうしましたら、続いて、次の議題に進めていきたいと思っております。

2のその他ですけれど、前回、委員の皆様から質問をいくつかいただいて、宿題がございました。それが2件ございますので事務局から質問に対する回答をお願いしたいと思います。

まず、1件目ですけれど、年間券の遊漁料に係る審査基準について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料により説明)

平林会長 今、ご説明いただいた経緯をもちまして、年間券に係る遊漁料の審査基準は、資料2にいただいたような形で改正後の基準として現在決まっているというご説明です。

よろしいでしょうか。

それでは、もう一つ宿題をいただいております、2件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 (コイヘルペスウイルス病のまん延防止対策について、資料により説明)

平林会長 持ち出しは禁止、放流は自粛ということで行われているのはどういうことでしょうかということ御質問をいただいたわけですが、今のような経緯で、持ち出しについては禁止、それから放流については自粛ということが決められて、現在まできているということでございます。

資料裏面(KHV病発生地点図)の説明をしてください。

事務局 (資料により説明)

平林会長 KHV病のまん延防止対策及び現在のKHV病の発生地点の図ということで説明をいただきましたが、ただ今の説明に対して、何か御質問・御意見等がございましたら出していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。そうしましたら、この前宿題をいただきました2件については、今、資料2と資料3で説明をいただいたということで、解決ということにさせていただきたいと思っております。

それでは、最後に事務局から何か議事等がございましたら出していただきたいと思っております。何かございますか。

事務局 ございません。

平林会長 それでは、今日予定していたことはこれですべてですが、皆様方から何かありましたら出していただきたいと思っております。

なければ、事務局に進行をお返ししたいと思います。

富岡委員 これから2度調査するという話がありましたよね。その調査結果も踏まえて、次回の会議までには今日の議題の議事録と一緒に添えていただければ、次回どういう方向性で会議を進めていっていいか分かるので、今度の検査結果を踏まえたものを提示いただければと思います。よろしく願いいたします。

平林会長 8月と10月の調査結果をもちろん出していただいて、次回、それを基にして議論いたします。

それでは、進行を事務局にお返しします。

議事録署名委員 高 田 啓 介 ⑩

議事録署名委員 梅 戸 洋 ⑩